

舞鶴工業高等専門学校学寮規程

昭和44年4月1日施行

令和3年2月10日最終改正

(趣旨)

第1条 舞鶴工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則（以下「学則」という。）第38条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

(目的)

第2条 学寮は、本校教育施設であって、学生に対して、生活訓練を実施し、規律ある共同生活をとおして、学生の教養を高め、社会の秩序と倫理を重んずる気風を養い将来にわたる人間形成に資することを目的とする。

(学寮生活の基本)

第3条 学寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、この規程及びこの規程に基づいて定められた諸規定を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

(管理責任者)

第4条 学寮は、校長が管理する。

- 寮務主事は校長の命を受けて、学寮に関する教育指導の業務を掌理する。
- 学寮の管理に関する事務は学生課の所管とする。

(寮監)

第5条 学寮において生活訓練を実施し、集団生活について指導助言を行い、寮生を教育するため寮監を置く。

(指導寮生)

第6条 低学年生の寮生活への適応を促進し、規律ある集団生活を維持し、寮生相互の親睦と融和を助長するため、指導寮生を置く。

(学寮委員会)

第7条 学寮運営に関する業務の企画立案及びその実施について連絡調整を図るため、校長の諮問機関として学寮委員会を置く。

- 学寮委員会の組織及び運営に必要な事項は別に定める。

(入寮)

第8条 学寮は本校本科学生に限り入寮させる。ただし、休学中の学生を除く。

- 入寮を希望する学生は、寮務主事に申し出るとともに、保護者等連署の入寮願を寮務主事に提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 前項の入寮の許可期間は、当該年度末までとし、翌年度も引き続き入寮を希望する寮生は、寮務主事が年度ごとに定める日までに前項の手続きを行わなければならない。

- 4 第9条第3項の規定により退寮を命じられた学生の再入寮については、第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、校長が特別の事情があると認める場合は、本校専攻科学生を入寮させることができるものとする。
- 6 入寮選考についての基準は、別に定める。

(退寮)

第9条 退寮を希望する寮生は、保護者等連署の退寮願を学級担任を経て寮務主事に提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業期間中のみの退寮は許可しない。
- 3 寮生で病気その他の理由により学寮生活が不相当と認められる者に対しては、校長は退寮を命ずることがある。
- 4 退寮についての基準は、別に定める。

(寄宿料)

第10条 寄宿料は、学寮に入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの分を納付しなければならない。

(諸経費)

- 第11条 学寮において寮生各自が寮生活のために消費する食料費、人件費、光熱水料、及びリース料等の諸経費は寮生の負担とする。
- 2 前項の諸経費の額は別に定める。

(共同生活の自治)

第12条 寮生は、その総意により校長の承認を得て、学寮における共同生活を自律的に運営するための組織を設けることができる。

- 2 前項の組織及びその活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、学則及び学生準則並びにこの規程に違反しないものでなければならない。
- 3 第1項の組織を設けようとする場合は、次に掲げる事項について寮務主事を経て校長に提出しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 規約
- (4) 代表者及び役員

(施設の保全)

第13条 寮生は自らの所持品を大切に扱うとともに学寮の建物並びに設備等の保全に努めなければならない。特に火気取締りに留意し、火災の予防については細心の注意を払わなければならない。

(健康保持)

第14条 寮生は常に衛生に留意し、健康保持に努めなければならない。

2 寮務主事は必要があると認めるときは、寮生に対し、健康診断を命じ、また療養を勧奨することがある。

(環境の整備)

第15条 寮生は、寮内外の清掃を実施し、清潔整頓を旨とし快適な環境の保持に努めなければならない。

(外泊、旅行及び帰省)

第16条 外泊、旅行及び帰省に際しては、あらかじめ寮務主事の許可を受けなければならない。

(外来者)

第17条 外来者との面会は、指定された場所で行うものとする。

2 寮生以外の者が、宿泊、集会のため学寮施設を利用することはできない。ただし特別の理由がある場合は、寮務主事がこれを許可することがある。

(細則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は校長の承認を得て、寮務主事が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

舞鶴工業高等専門学校寮生会規約

昭和53年4月1日施行

令和6年11月28日最終改正

第1章 総則

第1条 本会は、舞鶴工業高等専門学校寮生会と称する。

第2条 本会は、舞鶴工業高等専門学校の教育方針にのっとり、寮生の共同生活を自主的に運営し、その活動を円滑に行うことを目的とする。

第3条 本会を次の所在地に置く

京都府舞鶴市字白屋234番地 舞鶴工業高等専門学校学寮内

第4条 本会は、以下の各号の構成員によって構成する。

- (1) 舞鶴工業高等専門学校の全寮生（以下「寮生」と称する。）
- (2) 舞鶴工業高等専門学校学生課長（以下「学生課長」と称する。）

第2章 機関

第5条 本会は第2条の目的を達するために、次の機関を置く。

1 寮生総会（以下「総会」という。）

- (1) 総会は本会の最高議決機関である。
- (2) 総会は寮生会運営のための権限をもつ。
 - ア 予算及び決算報告の承認
 - イ 規約の改正
 - ウ 寮全般に関する問題の審議及び決定
- (3) 定期総会は、4月、12月の2回開くものとする。
- (4) 寮生総会は事前に告示し、異議のない場合に限り、総会は集会を開催せずに書面または電磁的記録をもって行うことができる。
- (5) 臨時総会は次の場合に開くことができる。
 - ア 総会において出席寮生の過半数が必要と認めるとき。
 - イ 寮生の4分の1以上が必要と認めるとき。
 - ウ 一つ以上の館の要請があったとき。
 - エ 寮生会長が必要と認めるとき。
 - オ 臨時総会は、低学年総会又は高学年総会とすることができる。
- (6) 総会は執行部会が招集し、その議題、期日、場所の公示は定期総会の5日前までに、臨時総会においては、3日前までに行わなければならない。
- (7) 総会は当該寮生の過半数以上の出席によって成立する。
- (8) 寮生は総会に出席する義務を負う。

(9) 動議は出席者の過半数の賛成によって審議される。

(10) 会議における決議は出席者の過半数によってなされる。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(11) 総会の議長、副議長は4月の定期総会において選出する。任期は1年とする。

2 執行部会

(1) 構成

ア 寮生会長，副寮生会長，書記，会計

イ 各委員会委員長及び副委員長

ウ 女子寮長

(2) 執行部会は次の事柄を行う。

ア 総会の議決事項の執行

イ 本会主催の行事執行及びその報告

ウ その他問題の協議及び報告

3 生活委員会

風呂の管理，洗濯物干場，洗濯場の管理，清掃の監督，清掃用具の管理，食事に対する意見・希望の仲介

4 文化報道委員会

寮生の文化向上，寮内の事件などの報道，文集，寮生会の印刷全般

5 企画委員会

各種行事等企画全般

6 車両委員会

車両の管理，駐車場等の整備

7 防災委員会

学寮の夜警，消防隊

消防隊の組織及び活動の内容は，本学寮消防隊及び避難要領による。

8 指導寮生会

(1) 指導寮生長及び指導寮生で構成する。

(2) 各フロアの現状報告，指導方針の確認，低学年の生活指導，その他問題の協議

9 選挙管理委員会

選挙に関する管理運営を行う。

10 会計監査

(1) 会計監査は本会におけるすべての計理を監査する権利と義務を負う。

(2) 会計監査の要求があるときは，執行部は必要な書類を提出する義務を負う。

(3) 会計監査は，監査結果を総会，執行部会，会長会議において報告する義務を負う。

(4) 会計監査は本会のあらゆる会議に出席し，会計に関し，発言する権利を持つ。

1 1 会計管理者

- (1) 会計管理者は、本会の現金及び預金を管理し、出納事務を行う。
- (2) 会計管理者には学生課長を充てる。

第3章 役員

第6条 本会に次の役員を置き、会務を処理する。

1 寮生会長 1名

- (1) 本会を総轄代表して学校当局に報告、並びに総会を招集する任務及び執行部会招集の権限をもつ。
- (2) 立候補者の中から全寮生の単記無記名投票により有効投票数の過半数の得票により選出する。最高得票者の得票が過半数に達しない場合は3日以内に、1位、2位の得票者について決選投票を行う。

2 副寮生会長 2名

- (1) 寮生会長を補佐し、寮生会長に事故ある場合は、その任務を代行する。
- (2) 選出方法は寮生会長と同様とする。

3 各委員長

- (1) 各委員会を代表して、第2章の任務を行う
- (2) 寮生会長が任命する

4 書記

- (1) 総会、執行部会の記録に関する権限と責任を持つ。
- (2) 寮生会長が任命する。

5 会計 1名

- (1) 本会の会計を管理する権限と責任を持つ。
- (2) 寮生会長が任命する。

6 指導寮生長

- (1) 指導寮生会を代表する。
- (2) 指導寮生会で互選する。

7 指導寮生

- (1) 各フロアの寮生の健康管理及び生活指導
- (2) フロア会を招集する任務及び権限を持つ
- (3) 指導寮生会での議決事項の伝達及び実施
- (4) 校長の委嘱による。

8 室長

- (1) 各部屋の寮生の健康管理及び生活指導

- (2) フロア会での現状報告の義務
 - (3) フロア会での議決事項の伝達及び実施
 - (4) 寮務主事の任命による
- 9 生活委員 男子 各階1部屋
女子 各階1部屋
各階で互選する。
- 10 文化報道委員 男子 各階1部屋
女子 各階1部屋
各階で互選する。
- 11 企画委員 男子 各階1部屋
女子 各階1部屋
各階で互選する。
- 12 車両委員 男子 各階1部屋
女子 各階1部屋
各階で互選する。
- 13 防災委員 男子 各階1部屋
女子 各階1部屋
各階で互選する。
- 14 会計監査員 2名
- (1) 執行部員と兼任できない。
 - (2) 総会において立候補者の中から選出する。
- 15 選挙管理委員 各1部屋
各階で互選する。

第7条 任期

- (1) 役員の任期は、4月から3月までの1年とする。ただし、1年生のみ、前期、後期の半期交替とする。

第8条 辞職

- 1 役員の辞職は、その選出母体の承認を必要とする。
- 2 不信任、直接請求権
 - (1) 役員の不信任請求は選出母体の寮生の3分の2以上の賛成をもって可決される。
 - (2) 選挙管理委員会を除く役員の不信任請求は、選挙管理委員会に選出母体の寮生の3分の1以上の連名で提出し、選挙管理委員会は寮生会長に提出する。
- 3 不信任請求を提出された機関は、直ちにこれを公示し、当該役員を選出母体に不信任案を提出する義務を負う。

第9条 役員に欠員を生じた場合に10日以内には選出母体で補充する。但し、書記、会計については執行部が任命する。

第10条 役員が辞職した場合には、新役員が決まるまで、その任務を続行しなければならない。

第4章 選挙

第11条 選挙は本会規約の精神にのっとり、寮生の自由に表明する意志によって、公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主寮生会の健全なる発展を目的としなければならない。

1 選挙期日

(1) 役員の任期満了による総選挙は、役員の任期が終る50日前までに行われなければならない。

(2) 総選挙は投票日の一週間前までに公示しなければならない。

2 1年生は前期に限り被選挙権を持たない。

第5章 規約改正

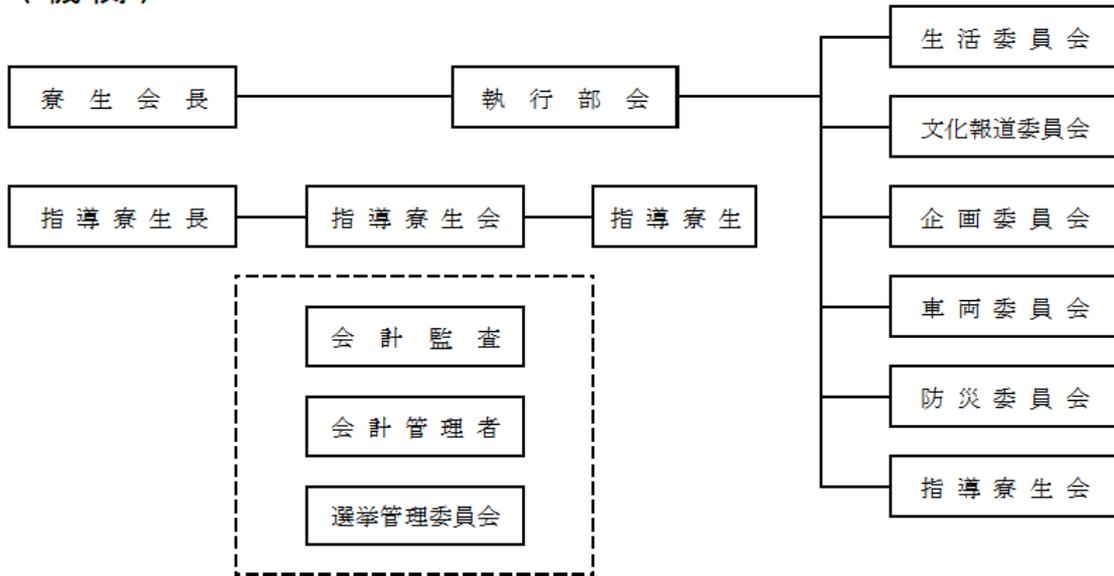
第12条 寮生の3分の1以上の要請又は執行部会の発議により、本規約の改正をしようとする場合は、総会において審議しなければならない。

2 総会において全寮生の過半数の賛成により本規約を改正することができる。

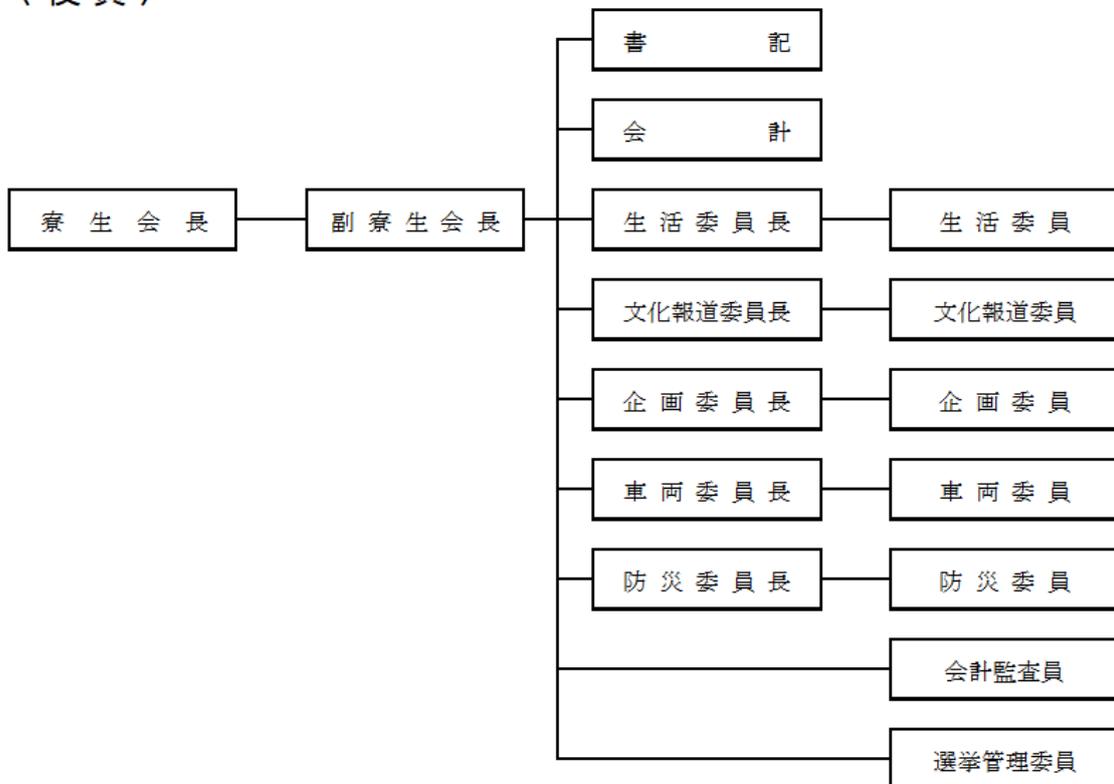
第13条 本規約に付随する細則の制定及び改正は執行部が行う。

組 織 図

〈 機 関 〉



〈 役 員 〉



舞鶴工業高等専門学校寮生会避難要領

1 避難経路と避難場所

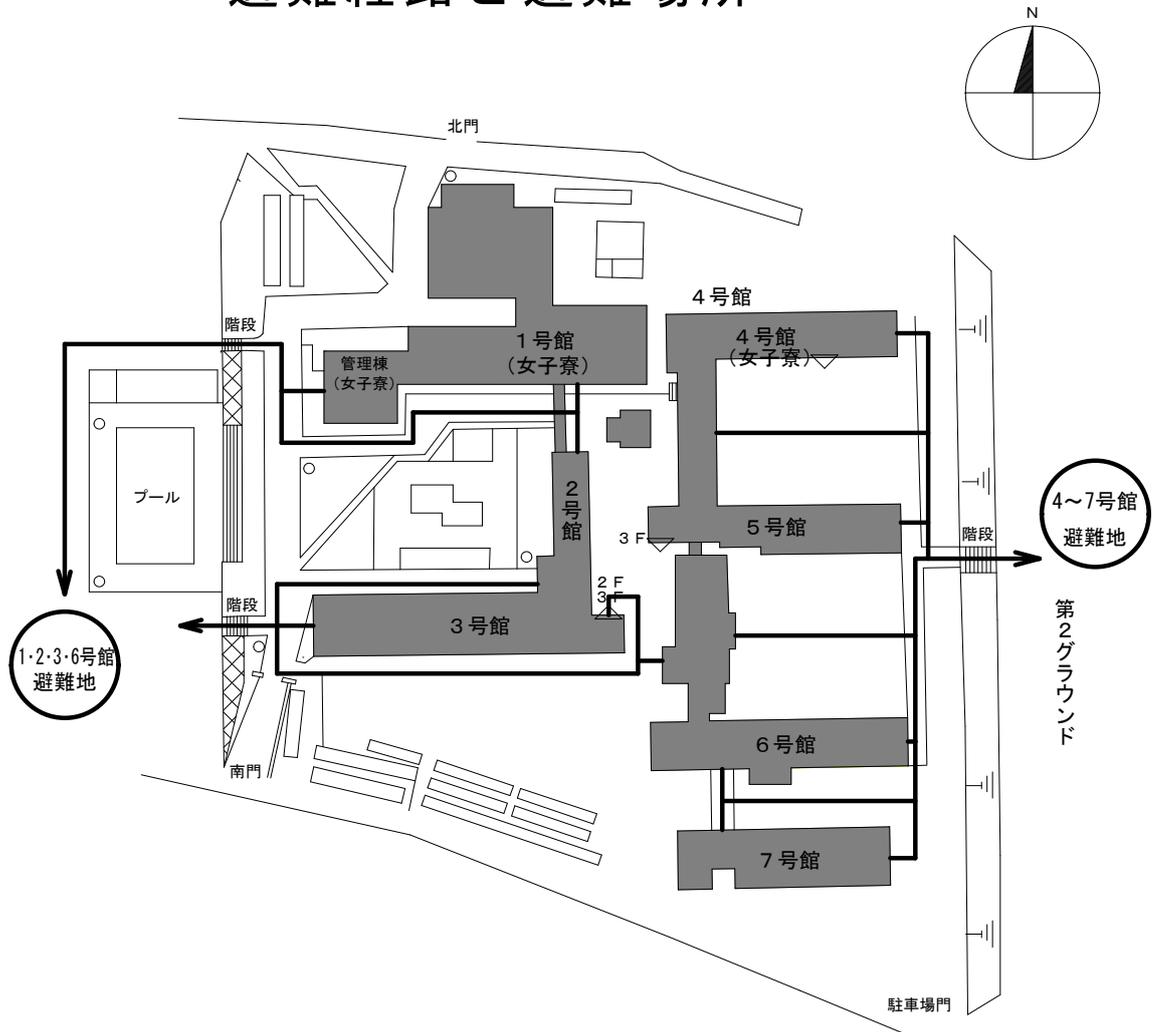
避難経路と避難場所は、別図第1のとおりとする。

2 緊急時の処置

- (1) 火災報知機が作動した場合、寮生会長、寮生副会長は、管理室にて火災場所を確認し、放送にて全寮生に知らせた後、A寮監室に集合する。
- (2) 各館・階の指導寮生は、各部屋を点検し、異常の有無をA寮監室に報告する。
- (3) 火災等の発生の場合、消防署への通報は、教職員が行う。
- (4) 火災発生等の場合は、学校の指示のもとに、寮生会長は、寮生副会長と協力し、適当な場所に本部を置き、避難等の指示を行う。
- (5) 指導寮生は、原則として、別図第1に示す避難経路に従って、避難場所に誘導した後、人員を確認して、本部に報告する。
- (6) 消防署員の到着後は、その指示に従う。

別図第 1

避難経路と避難場所



〈要点〉

- 1 避難の放送，連絡があった場合は，火元の位置から遠い出入口から避難場所へ，まず避難すること。
- 2 避難場所では一カ所に集合し，避難誘導班隊員の点呼を受けること。
- 3 各自の勝手な行動は慎むこと。特に炎が上がってしまったものの消火は，消防署員に任せること。

(注) ▽は救助袋及び避難梯子を示す。(3 Fは3階に設置)